

令和5年11月17日

教良木小学校「家庭でのタブレットパソコン活用のルール」について

上天草市立教良木小学校

タブレットパソコンは、みなさんの学習に役立つための道具です。道具は、よりよい使い方をする
ことが大切です。そこで、「家庭でのタブレットパソコン活用のルール」を定めました。このルールを守り、
タブレットパソコンを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 タブレットパソコン使用の目的

- ・学校で貸し出すタブレットパソコンは、学習活動に関わることに使います。

2 家庭において

(1) 使う場所

- ・タブレットパソコンの周りには、筆記用具等、必要なものだけを整理して置きます。
- ・使わないときは、人がさわらない場所に大事に置いておきます。

(2) インターネット回線

- ・インターネットを使う際は、自分の家の回線を使います。

(3) 健康のために

- ・タブレットパソコンを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近付きすぎないように気をつけます。
- ・30分程度に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。

(4) 安全な使用

- ・ユーザーIDとパスワードは、他人には教えません。
- ・自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)は、インターネット上で絶対に書き込みません。
- ・学習に関係のないサイトについては、接続や検索をしません。間違っ、接続してしまったときは、すぐにインターネットを切断し、次に登校したときに担任の先生に知らせます。

(5) カメラでの撮影

- ・カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

(6) 設定の変更

- ・先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの設定は、勝手に変えません。

(7) 不具合や故障

- ・不具合が起こっても、慌てて連絡する必要はありません。再起動をしても元にもどらないときは、そのまま電源を切り、次に登校したときに担任の先生に知らせます。
- ・家庭で壊れたり、紛失したりした場合は、次に登校したときに担任の先生に知らせます。長期休業中の場合は、学校が開いているときに電話をします。

3 その他

- ・持ち帰りの際には、ランドセルやバッグの中から飛び出さないように収納します。そして、家や学校に着くまでは、外に出しません。
- ・学校の授業で必ず使うので、タブレットパソコンは忘れずに学校へ持ってきます。
- ・このルールを守れないときは、タブレットパソコンを使うことができなくなります。
- ・故意に破損した場合や紛失した場合には、弁償してもらうことになります。
- ・危機管理(ネット接続におけるトラブルに巻き込まれた場合等)において、児童生徒用タブレットパソコンのWebアクセス履歴等を調査・確認することがあります。
- ・ご家庭にネット環境がない場合は、学校に相談ください。
- ・午後10時～午前6時まで、インターネットは使えません。